

(参考)

1 評価項目の内訳

(1) 行政コスト計算書 (増減率が算出できない場合は4点とする。)

(行政収支差額がマイナスの場合)

評点	判断の目安
5	行政収支差額の増減率が80%未満である。
4	行政収支差額の増減率が80%以上100%未満である。
3	行政収支差額の増減率が100%以上120%未満である。
2	行政収支差額の増減率が120%以上150%未満である。
1	行政収支差額の増減率が150%を上回る。

(行政収支差額がプラスの場合)

評点	判断の目安
5	行政収支差額の増減率が120%を上回る。
4	行政収支差額の増減率が100%以上120%未満である。
3	行政収支差額の増減率が80%以上100%未満である。
2	行政収支差額の増減率が50%以上80%未満である。
1	行政収支差額の増減率が50%未満である。

(2) 事業指標 (事業指標が設定されていない場合は4点とする。)

評点	判断の目安
5	事業指標の達成率が120%を上回る。
4	事業指標の達成率が100%以上120%未満である。
3	事業指標の達成率が80%以上100%未満である。
2	事業指標の達成率が50%以上80%未満である。
1	事業指標の達成率が50%未満である。

(3) 事業進捗状況 (担当課長の総括を踏まえ、定性的に評価を行う。)

評点	判断の目安
5	予定を大きく上回り実施することができた。
4	予定を上回り実施することができた。
3	概ね予定どおり実施することができた。
2	あまり実施することができた。
1	ほとんど実施することができなかつた。

2 一次評価の方法

評価項目の評点を合計（15点満点）し、点数に応じて評価を行う。

評価区分	評価内容
S	事業を充実して実施すべきである。（合計15点）
A	事業を継続して実施すべきである。（合計14点以下）
B	事業の改善を検討し、継続して実施すべきである。（合計9点以下）
C	事業の縮小を検討すべきである。（合計6点以下）
D	事業の廃止を検討すべきである。（合計3点以下）

3 二次評価の方法

二次評価は、一次評価を補完するため、各評価項目において、次のとおり補正を行い、補正後の評価項目の評点を合計（15点満点）し、点数に応じて評価を行う。なお、必要に応じ、事業の性質や状況に応じて定性的な補正を行うものとする。

（1）行政コスト計算書

- ①次の原因により、4点以上となっている事業は原則として3点とする。
 - ・組織改正等による人件費や各引当金繰入金の減額が影響している事業
- ②B評価以下の事業のうち、次の原因により、2点以下となっている事業は3点とする。
 - ・組織改正等による人件費や各引当金繰入金の増額が影響している事業
 - ・事務移管や明確な臨時の経費の影響により増額している事業
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により増額している事業
 - ・法定義務等により増額している事業
 - ・受動的要因により増額している事業（例：補助申請件数の増加など）

（2）事業指標

B評価以下の事業のうち、次の原因により、2点以下となっている事業は3点とする。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響により目標値を下回る事業については、今後の事業の在り方について改善の可能性があるため、補正は行わないものとする。

- ・受動的要因により目標値を下回っている事業
(例：行事の傷病発生件数など)

（3）事業進捗状況

一次評価段階で平準化を図っているため、二次評価段階での補正は行わない。